

令和3年8月15日

住民のみなさまへ

岬町長 田代 堯

緊急事態宣言が発出されています

大阪府に4度目の緊急事態宣言が発出され、緊急事態措置を実施すべき期間を8月2日から8月31日までの30日間とすることとされています。

若い世代を中心に感染が急拡大しており、岬町においても、感染者数が増加しつつあります。

住民のみなさまには、不要不急の外出は控え、マスクの着用や手洗いの徹底、ワクチンを接種するなど、大変ご不便をおかけしますが、感染予防の行動をお願いします。

住民のみなさまへ

■ 不要不急の外出は自粛してください

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要なものについては対象外となります

※特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と小人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください

■ 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は、極力控えてください

※どうしても避けられない場合は、感染防止対策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を受診してください

■ 要請に応じず、酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えてください

■ 路上、公園等における集団での飲酒は、自粛してください

■ 少しでも症状がある場合は、早めに検査を受診してください

相談窓口について

大阪府新型コロナウイルス受診相談センター	06-7166-9911	受診・検査の相談
大阪府緊急事態措置コールセンター	06-7178-1398	措置についての相談
岬町立保健センター	072-492-2424	健康相談
岬町危機管理担当	072-492-2759	町対策本部の取組
岬町コロナワクチンコールセンター	072-468-9935	接種予約・相談